

公立大学法人福井県立大学教授会規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第13条第2項および第17条第2項の規定に基づき、福井県立大学の各学部、学術教養センターおよび情報センターならびに福井県立大学大学院の各研究科の教授会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 各教授会は、それぞれ各学部、学術教養センター、情報センターまたは各研究科（以下「学部等」という。）に所属する教授をもって組織する。ただし、准教授その他の教員または事務局職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、当該学部等における教育研究に関する次に掲げる事項（学術教養センターおよび情報センターにあっては、第1号および第2号を除く。）について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学部等における学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項

(2) 学部等における学位の授与に関する事項

(3) その他学部等における教育研究に関する重要な事項で、別表に定めるもののほか、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長等（学部長、学術教養センター長、情報センター長または研究科長をいう。以下同じ。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、ならびに学長および学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 教授会は、学部長等がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長等は、構成員の3分の1以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第6条 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第7条 教授会に、専門の事項を調査し、および審議するため、専門委員会を置くことができる。

(構成員以外の教職員の出席)

第8条 議長は、構成員以外の職員を教授会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(議事録)

第9条 学部長等は、教授会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の組織および運営に関し必要な事項は、学長が定め

る。

【別表】

- 1 学部等における教育課程の編成に関する事項
- 2 学部等における学生の成績の管理に関する事項
- 3 各学部および各研究科における学生の身分に関する事項(入学、卒業および課程の修了を除く。)
- 4 学部等における学生の厚生、補導および賞罰に関する事項
- 5 学部等における兼担および協力教員の申出に関する事項

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。